

## 令和5年2月定例胎内市教育委員会会議録

- 1 開会年月日 令和5年2月27日（月） 午後2時00分
- 2 開催場所 黒川庁舎 第1応接室
- 3 出席委員  
教育長 中澤 毅  
委員 佐藤 康広  
委員 加藤 直子  
委員 森田 寿美子  
委員 桐生 和文
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者  
学校教育課長 丹後 幹彦  
生涯学習課長 佐久間 伸一  
管理指導主事 松原 利弘  
指導主事 山沢 正仁
- 6 事務局職員出席者  
学校教育課係長 佐藤 守  
学校教育課主任 八幡 修平
- 7 議事日程  
日程第1 開会宣言  
  
日程第2 会議録署名委員の指名  
  
日程第3 前々回会議録の承認  
  
日程第4 教育長の報告  
  
日程第5 議事  
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議第4号 胎内市なかよしクラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

議第5号 胎内市学区外就学及び区域外就学に関する取扱規定の一部を改正する告示について

議第6号 胎内市不登校児童生徒適応指導教室要綱の一部を改正する告示について

議第7号 胎内市中学校スポーツ・文化教室設置要綱の一部を改正する告示について

日程第6 報告・その他

報告第5号 胎内市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

報告第6号 学区外就学・区域外就学の許可等について

報告第7号 就学援助児童・生徒の認定等について

8 審議の経過及び結果

---

日程第1 開会宣言

○ 教育長

ただいまから、胎内市教育委員会2月定例会を開会します。

---

日程第2 会議録署名委員の指名

○ 教育長

本日の会議録署名委員は、佐藤委員を指名いたします。

---

日程第3 前々回会議録の承認

○ 教育長

1月定例会会議録の承認からお諮りします。事務局、説明願います。

○ 事務局

(令和5年1月25日定例教育委員会会議録について説明)

○ 教育長

このことについて何かご質問等ありますか。  
無いようなので、承認することといたします。  
会議終了後、森田委員に署名をお願いすることとします。

---

日程第4 教育長の報告

○ 教育長

次に「教育長の報告」に入ります。  
資料の「日程第4」をご覧くださいと思います。私や教育委員の皆さんが出席した会議等です。このこと或いはこれ以外のことについては、会議終了後に報告いたします。

---

日程第5 議 事

○ 教育長

議事に入ります。初めに「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」審議します。管理指導主事お願いします。

○ 管理指導主事

当日配布資料にしたがって、令和4年度末・令和5年度始めの管理職の人事異動につきまして説明させていただきます。

<議事録非公開1>

○ 教育長

「承認第2号」は承認してよろしいでしょうか。  
異議がないようなので、承認することに決しました。

○ 教育長

次に、「議第4号 胎内市なかよしクラブ条例施行規則の一部を改正する規則について」及び、「議第5号 胎内市学区外就学及び区域外就学に関する取扱い規定の一部を改正する告示について」、並びに「議第6号 胎内市不登校児童生徒適応指導教室要綱の一部を改正する告示について」の3議案ですが、押印の見直しに

ついて内容が同じですので、一括して進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは学校教育課長お願いします。

○ 学校教育課長

議案書5ページからです。令和2年に国から押印の見直しをしていくことが示され、胎内市においても順次押印の廃止、見直しを進めている所です。それぞれ申請書様式にある申請者の押印、また許可証や決定書にある教育長印など、これらを廃止させていただくものです。これらはペーパーレス化もそうですし、手続きの簡素化とこの先のデジタル化、これが国の方で進めていく大きな目的の一つとなっており、現在用紙についてはまだオンライン申請という所には至っておりませんが、第一段階として押印の廃止ということで改正させていただきたいというものです。

○ 教育長

今の3議案についてご質疑等がありましたら、お願いします。

○ 佐藤委員

押印の削除については問題がないが、13ページ、見出しの「取扱規定」の「定」の字が誤っている。正しくは「程」。

○ 佐藤委員

また、学区外就学・区域外就学許可申請書についても、押印の削除は全く問題ないが、下段の同意欄の一番上「この申請の事由が消滅した場合は、指定学校へ転学します。」の欄があるが、部活動により入学したが、その部活を途中で辞めても転学しなくてもいいですね。

○ 管理指導主事

私が知る限り、転学した事例はありません。

○ 加藤委員

部活動を理由に学区外の学校に入学したけれども、実際その部活動には入っていないという事実があるという事を、以前話したことがあります。

そのままの学校にしておいてほしいところではありますね。

○ 教育長

しかしながら、このままであれば、これに従い元に戻らなくてはいけないこと

になりますね。

○ 管理指導主事

別の案件もありえます。帰宅する場所が無いというような場合もあるので、この部分を一括して無くすということは出来ないと思われれます。

○ 佐藤委員

帰宅場所が無くて祖父母の所に行く理由が、親が家に居ることとなると、本来の指定校へ戻ったケースはありますか。

○ 管理指導主事

そのようなケースは記憶にはありません。

○ 桐生委員

私は削除がいいと思います。最初に虚偽の申請でない理由で学区外通学を許可している。その後、子どもや親の都合、祖父母の所、或いは部活で入学したけれども、どうしてもその部活に努めることができなくなったなどの都合が発生したことで、その本人や保護者から必要があれば、再度、転学・学区外通学の願いを提出してもらえばいいのかなという気がします。

○ 教育長

それではこの部分については残しておき、都合により必要ならば再度許可申請してもらおうか、或いはこの部分は削除してしまうか。

○ 桐生委員

削除した方がいいと思います。これを残すという事は、その理由がなくなったら全部途中でも転学しなければいけないという事になります。せっかく慣れたのに申請した理由が無くなってしまったから、指定学区へ転学してくださいという事はいかがなものかという感じがします。

○ 教育長

今回は押印の件についてですので、この件については保留とし、次回以降にこのように変えさせてもらうなど、今回のご意見も基に検討させていただきます。ほかありますでしょうか。

○ 桐生委員

6 ページです。規則の改正文の「経過措置」の第2項「この規則の施行の際現

にある・・・」というふうに読んでしまったので、「際」と「現」の間に「、」があった方がいいのでは。

○ 教育長

法律の文言で、こういう書き方があるのかわかりますか。

○ 学校教育課長

規則の改正の文言と照らし合わせて、確認します。

○ 佐藤委員

全部見たわけではありませんが、私が調べた文に「、」は入っていませんでした。

○ 教育長

こういう法律の文言は一種独特のものがありますので、確認してもらいます。ほかいかがでしょう。

○ 加藤委員

22ページですが、押印の件とは違うのですが、月日の間隔が狭いのと、電話番号の部分は携帯電話も書けるようにしてほしい。押印の件は認めます。

○ 教育長

間隔を空けるようにしたいと思います。ほかにありますか。

○ 加藤委員

先ほどの16ページの同意欄ですが、最後の「申請内容に虚偽があった場合は、指定学校に転学します。」というのが、罰を与えるような感じがするので、可能なら申請内容に変更があった場合は説明をお願いしたいというようなことにできないか。

○ 桐生委員

私は特に違和感を感じません。何故なら虚偽であるから。学区外就学したいために嘘の内容を申請したという事なので、この文のとおりで良いと思います。書類申請が嘘になっている訳であり、何かの間違いではなく、あえて偽りの内容で、本人が知っていて偽って申請したと、それによって学区外就学を受けようとしている。やはり虚偽が判明した時点で却下ですね。

○ 教育長

では虚偽の部分も含めて確認のうえ検討し、案を出させてもらいたいと思います。

○ 教育長

ほかにありますでしょうか。

無ければ、第4号、5号、6号議案について、一括して承認してよろしいでしょうか。

異議が無いようですので承認することに決しました。

○ 教育長

次に「議第7号 胎内市中学生スポーツ・文化教室設置要綱の一部を改正する告示について」審議いたします。

学校教育課長お願いします。

○ 学校教育課長

この度の改正は、令和5年度から部活動の地域移行の改革推進期間がいよいよ始まりますが、この中のスポーツ教室の関係です。中学校体育連盟いわゆる中体連の主催大会では、これまでは学校単位での出場が大原則でしたが、今後は地域クラブチームでも出場が可能となる取組が進められているところです。スポーツ教室について改正前は、原則として大会への出場や練習試合等の遠征は行わないものとする規定のため、中体連の大会には出場できませんでしたが、今後は登録申請により出場できるようになりますので、この規程を大幅に改定して、基本学校単位というのはありますが、スポーツ教室として大会への参加や練習試合等の遠征を行う場合は、スポーツ教室開設の申請時に別に定める大会参加計画、その他必要な書類を添えて教育委員会に申請することで、スポーツクラブとして中体連等の大会へ参加できるように改正させていただくものです。この改正が無ければ今まで通り学校単位での出場というのが原則の形となります。ただし、中学校とスポーツ教室との二重登録をし、両方で出場する事はできません。そこはまた種目によって内部で話し合う事になるかと思いますが、この度教育委員会に申請して教育委員会から中体連の方にスポーツクラブとして登録するための申請を行って大会にエントリーするという流れになると思いますので、このような改正をさせていただきたいというものです。

○ 教育長

なにか質疑等ありますでしょうか。

- 桐生委員  
スポーツ教室が中体連で県の大会に参加できるようになるとのことですが、その先の北信越大会や全国大会へもスポーツ教室として繋がっていくのか。
- 管理指導主事  
全中、全国からも承認となっているはずです。
- 加藤委員  
学校と教室の両方でエントリーがあった場合は、個人の判断になるのか。
- 学校教育課長  
いろんな種目がありますが、両方とも出場はできないので、どちらか一方ということになります。
- 管理指導主事  
同一種目について、クラブチームで登録したら中学校では出場できないという事になります。
- 松原指導主事  
多種目になった場合はどうだったか確認しますが、同一種目の場合は一方で出場したらもう一方では出場できないというところです。
- 教育長  
ほかありますでしょうか。  
無いようですので議第7号は承認してよろしいでしょうか。  
異議が無いようですので承認することに決しました。

---

## 日程第6 報告・その他

- 教育長  
次に、報告に入ります。  
初めに「報告第5号 胎内市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」をお願いします。
- 学校教育課長  
この改正の内容は、今年の6月物価高騰により給食費が値上がりする可能性が



あり、その値上げ分を市が補助するという内容で令和5年3月31日までの令和4年度内有効ということで当初要綱を制定しましたが、令和5年度以降も引き続き物価高騰の影響を受ける可能性がはっきりしておりますので、引き続き補助金を交付する目的で、この期限を削除して対応したいということでの改正です。

○ 教育長

ご質疑等ありますでしょうか。

○ 加藤委員

給食費は、本当に苦しくなっているのでしょうか。

○ 学校教育課長

厳しい状況です。

○ 加藤委員

物価高騰は収まらないという気がします。ですので賛成します。光熱費も家庭は大変だと思います。

○ 教育長

ほかに無いようですので、次に「報告第6号 学区外就学・区域外就学の許可等について」をお願いします。

<議事録非公開2>

○ 教育長

次に、「報告第7号 就学援助児童・生徒の認定等について」をお願いします。

<議事録非公開3>

○ 教育長

以上で報告を終了させていただきます。

---

次回定例会の日程について

○ 教育長

次回、3月定例会は3月27日(月)午前10時からこの会場でお願いしたいと思います

います。

<全員了承>

○ 教育長

以上で、2月定例教育委員会を閉会いたします。

午後2時40分 閉会

年 月 日

教 育 長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_